

千葉県告示第996号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

平成28年12月27日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域

千葉市美浜区若葉三丁目1番1、1番18、1番19の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下、「規則」という。）

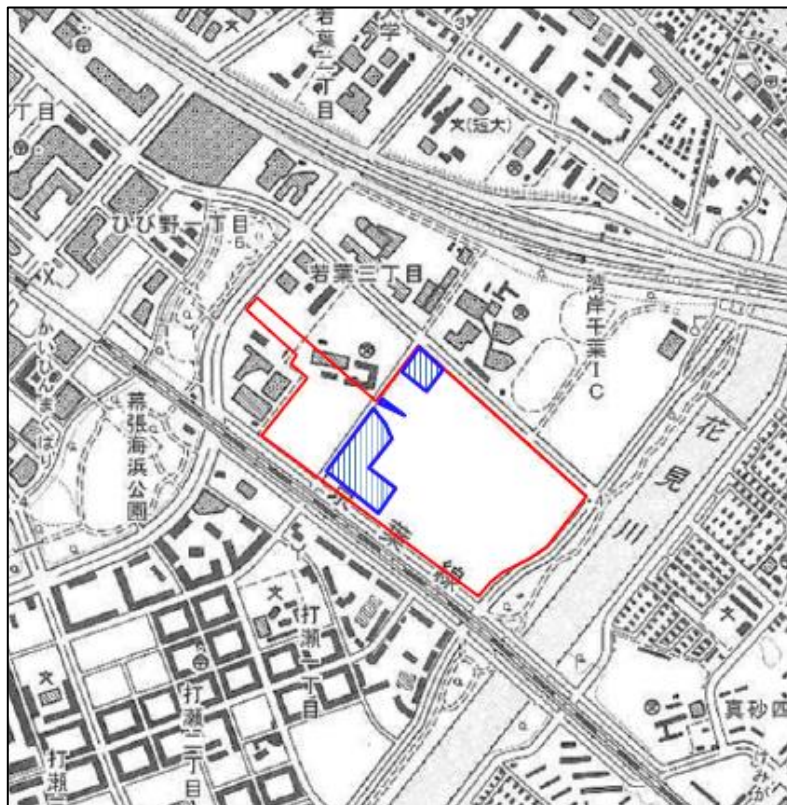
第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物




3 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物

(別図)



(出典：国土地理院発行2万5千分の1地形図(千葉西部))

- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査範囲
 -  指定区域（ふっ素）
 -  指定区域（ひ素）
 -  指定区域（ふっ素、ひ素）

指定区域の面積
23449.2㎡

支点1
支点は、美浜区若葉三丁目1番19の最北端とする。

格子の回転角度（54度44分31秒）
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点2
支点は、美浜区若葉三丁目1番1の最北端とする。

格子の回転角度（54度44分31秒）
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

